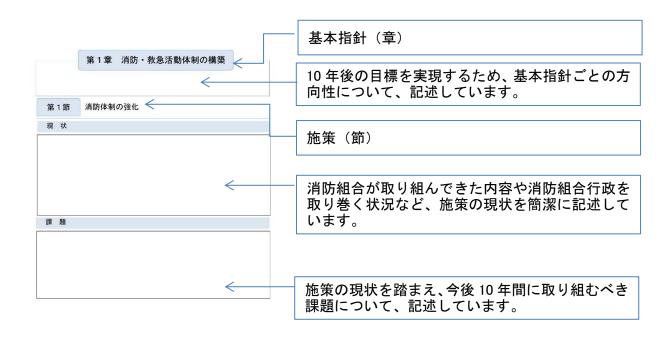
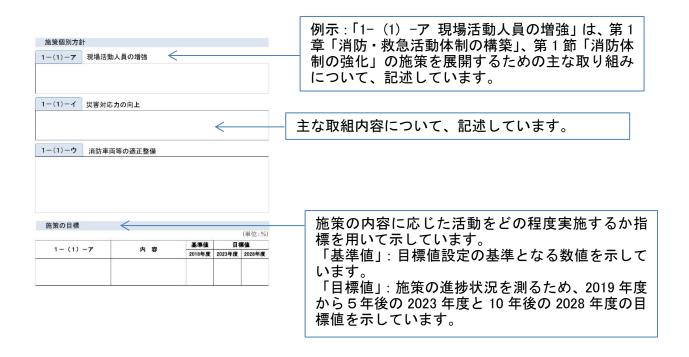
基本指針と施策

基本指針と施策の見方

5





第1章 消防・救急活動体制の構築

多種・多様化する災害から、管内住民の生命と財産を守るため、迅速・的確 な災害対応のできる消防活動体制を確立します。

第1節

消防体制の強化

現状

近年の消防活動における災害形態は多種・多様化し、さらに、テロ災害等の 発生も危惧されており、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況下で、管内において、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを始め、今後も国際的な大会等の開催が見込まれることから、消防の広域化によるスケールメリットを活かし、適切な現場活動人員や出動車両を確保するとともに、初動体制の強化、消防車両等や資機(器)材の適正配置に取り組んでいます。また、消防車両等及び資機(器)材の平準化を進めるとともに、整備計画に基づき老朽化の著しい消防車両等を優先して更新し、消防力の維持に努めています。

課題

- 消防広域化によるスケールメリットを活かすため、組織機構・体制、事務事業内容の見直しにより、現場活動人員の増強に努めていくことが必要です。
- 多種・多様化する災害に対応できる専門的な知識と技術を有する人材の育成 が必要です。
- 災害時に迅速・的確に対応できる消防力を維持するため、整備計画に基づく 消防車両等及び資機(器)材の平準化を進めるとともに、老朽化の著しい消 防車両等を優先して更新をしていくことが必要です。

高度救助用資機(器)材を備えた 救助工作車 II 型



高度救助用資機(器)材(画像探索器Ⅱ型)



1-(1)-ア 現場活動人員の増強

● 消防広域化のスケールメリットを活かすため、消防需要を的確に把握し、段階的な消防車両の配置及び組織機構の見直しにより現場活動人員の増強を図ります。

1-(1)-イ 災害対応力の向上

● 多種・多様化する災害に対応するため、また、発生が危惧されているテロ災害等に対しても、その被害を最小限に抑えるため、より実践的な訓練や専門的知識を持った外部講師等の研修会を実施し、災害対応力の向上を図ります。

1-(1)-ウ 消防車両等の適正整備

- 消防車両等は、それぞれの地域性や役割を活かすことで迅速かつ的確な消防 活動が可能となることから、「消防力の整備指針」*13 等に基づき整備を進め ます。また、さまざまな災害に対応するため、ニーズに合った消防車両等の導 入を検討していきます。
- 各種災害に対応する資機(器)材の計画的な整備と効率的かつ有効的に使用できる資機(器)材の整備を進めます。

施策の目標

(単位:%)

1-(1)-ア	中 兹	基準値 目標値		票値
1-(1)-7	内容	2018年度	2023年度	2028年度
現場活動人員の増強	全職員に対する現場活動 人員の割合	80.9 (497 人)	81.4 (500 人)	81.9 (503 人)

【説明】

基準値は、2018 年 4 月に消防組合に勤務する職員 614 人 (再任用職員を含む。) に対する現場活動を行う交代制勤務の職員数です。

目標値は、消防現勢における同規模消防本部の職員数を参考とし、消防活動体制の充実を見据え、実現可能な人数として設定しています(全国平均 79.6%)。

1- (1) -ウ	中 宓	基準値	目相	票値
1 – (1) – • • • • • • • • • • • • • • • • • •	内 容 	2018年度	2023年度	2028年度
消防車両等の適正整備	車両保有台数の整理	113 (100%)	110 (97.3%)	108 (95.6%)

【説明】

基準値は、2018 年度末、組合で保有している消防車両の保有台数(113台)を100% としています。

また、目標値は、2023 年度及び 2028 年度の各年度末の消防車両の保有台数を示しています。

消防車両の保有台数を整理することで、災害ニーズに合った消防車両や資機(器)材の導入が検討でき、消防活動の強化が図られます。

実践を踏まえた訓練風景①



実践を踏まえた訓練風景②



第2節

救急体制の強化

現状

高齢化の進展に伴い救急要請は一貫して増加しており、緊急を要し、救急車が必要な方への対応が遅れてしまう可能性があり、救命率*14 に影響が出かねない状況になっています。また、救急救命士が行う処置範囲は拡大され、救急業務は年々高度化しています。

管内には、3つの地域メディカルコントロール協議会*15 があり、それぞれと連携を図っています。

救命率を向上させるには、バイスタンダー *16 による適切な救命処置 *17 が重要となるため、応急手当 *18 の普及啓発活動に取り組んでいます。

課題

- 救命率及び社会復帰率^{※19}の向上を目的とした気管挿管や薬剤投与など、応 急処置^{※20}の拡大に伴う高規格救急自動車、高度管理医療機器^{※21}の整備や更 に実効性を高めるため、医師との連携の充実や救急救命士の処置技術の向 上が必要です。
- 消防組合と医療機関の連携をより密にし、3地域のメディカルコントロール協議会との連携強化が必要です。
- 救命効果をより向上させるためには、バイスタンダーによる応急手当の実施率の向上が不可欠であることから、救命講習の普及と更なる促進が必要です。
- 救急車の適正利用を促進するため、広報活動や救急受診ガイド**²²の利用を 促すことが必要です。

高規格救急自動車(沼津北消防署配備)

高規格救急自動車に搭載の資機(器)材





1-(2)-ア 救急業務高度化の推進

- 救急隊の適正配置を協議・検討し、救急需要に備えます。
- 高度な応急処置と知識が求められる救急業務を遂行するため、再教育^{※23} や研修会の充実を図り、救急救命士及び救急隊員等の更なる資質向上を推進します。
- 管内3地域のメディカルコントロール協議会との緊密な連携を図りながら、 救急業務の高度化を推進します。

1-(2)-イ 応急手当等の普及促進

● AEDの普及に伴いバイスタンダーによる適切な応急手当が傷病者の救命率 向上に繋がるため、救命講習等を開催し応急手当の普及啓発を推進します。

1-(2)-ウ 救急車両等の適正整備

● 増加する救急需要に対応するため、高規格救急自動車及び高度管理医療機器等の整備計画に基づき適正な整備を進めます。

1-(2)-エ 救急車の適正利用等の促進

- 救急車の必要な方への対応が遅れないよう、適正利用の広報活動を実施する とともに、救急受診ガイド及び患者等搬送事業者*24の利用を促します。
- 地域の実情に応じた転院搬送におけるルールづくりを進めます。
- 事故防止の意識を高め、日頃からけが等を未然に防ぐ取組みとして、予防救 急*25を進めます。

施策の目標

(単位:%)

1- (2) -1	山	基準値	目相	票値
1 - (2) - 1	内 容 	2017年中	2023年中	2028年中
応急手当等の普及促進	社会復帰率の向上	8.3	9.3	10.3

【説明】

基準値は、2017年中に消防組合の救急隊が医療機関に搬送した心肺機能停止 傷病者のうち、社会復帰した人の割合です。

社会復帰率の全国平均値(過去10年間の推移)



(2017年救急・救助の現況から引用)



<救急隊の総合訓練>

基本的な観察、応急処置、隊連携など、隊として様々な事案に対応できるよう訓練を通じて、スキルアップを図っています。



く救急フェア>

心肺蘇生法、AEDの取扱訓練 を通じて、管内住民に対する応急 手当の普及啓発に努めています。

消防通信施設の整備

現状

現在の消防指令センターは、2016年1月に管内人口40万人以上に対応可能な高機能消防指令センターとして最新鋭の指令システムⅢ型*26を導入し、指令業務の共同運用を開始しました。また、同年4月1日には、4市3町の5消防本部を広域化して消防事務を共同で処理する一部事務組合を設置し、駿東伊豆消防本部として消防業務の本格運用を開始しました。

この消防広域化により、これまでの管轄区域にとらわれず、消防活動が可能 となったことから、災害地点(地区)に最も近い署所等から消防車両が出動す るため、現場到着時間が大幅に短縮されるなど、消防サービスの向上が図られ ています。

さらに、従来からアナログ方式 (150MHz 帯) により運用されてきた消防救急 無線についても、消防救急活動の高度化及び通信の秘匿性の向上、電波の有効 利用の観点から、指令業務の運用開始と同時に、デジタル方式 (260MHz 帯) へ の移行作業が完了し、消防救急デジタル無線システムの運用を開始しました。

課題

- 消防通信機器は業務の特性上 24 時間連続で稼動しているため、機器の耐用年 数に応じた更新が必要です。
- デジタル方式の無線は電波の性質上、アナログ方式の無線よりも電波の届く 範囲が狭くなることから、山間部を中心に無線の不感地帯^{*27}が発生するため、 交信方法を検討するなど不感地帯への対策が必要です。



消防指令センターの様子

1-(3)-ア 消防通信機器の整備

● 消防通信機器の更新計画に基づき、消防通信機器の耐用年数に応じた機器の 更新整備を行います。

1-(3)-イ 消防救急無線等の効率運用

● デジタル方式に整備した消防救急無線基地局*28の運用状況を検証し、電波の 性質により生じる不感地帯での交信方法について研究を行い、効率的な無線 等の運用が可能となるよう通信指令体制を確立します。

施策の目標

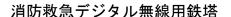
(単位:%)

1- (3) -ア	内 突	基準値	基準値 目標値	
1 – (3) –)	内容	2018年度	2023年度	2028年度
消防通信機器の整備	更新計画の進捗率	(整備済)	55 (一部更新)	100 (更新)

【説明】

消防通信機器は常に稼動状態であるため、導入してから約10年で全面的な更新が必要になります。また、その周辺装置などの機器は、耐用年数が5年のものもあるため、部分的な更新が必要です。

基準値は、消防広域化に合わせ整備した消防通信機器の更新計画において、2018年度までの進捗率は0%となります。今後の更新計画としては、2023年度までには耐用年数に応じた部分的な更新を、2028年度までには消防通信機器の全更新を完了していることとして設定しています。





第2章 予防行政の強化

管内住民の安全・安心を守るため、専門的知識を有する職員の育成及び防火 広報による予防行政の強化を図ります。

第1節

火災予防対策の推進

現状

管内の火災は増加傾向にあり、建物火災のうち一般住宅からの火災が半数を超 えています。また、出火原因を見ると火気取扱いの不注意や放火(放火の疑いを 含む。)によるものが多く発生しています。

超高齢社会を迎え、住宅火災による高齢者の被害の増大が危惧されることから、火災を未然に防止するため高齢者宅への住宅防火診断*29 や住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、ホームページなどを活用し管内住民の防火意識の高揚を図っています。

一方で、飲食店や社会福祉施設など火災発生時に人命危険の高い防火対象物に対し、効果的な査察を実施し、消防法令違反に対する是正指導を推進しています。また、危険物施設*30における火災・流出事故などの災害が増加傾向にあることから、危険物取扱者に対する保安教育と効果的な査察を推進しています。

課題

- 火気取扱いの不注意や放火による火災を低減させるため、予防広報の強化や 管内住民と協働した放火されない環境づくりが必要です。
- 住宅火災による被害を低減させるため、高齢者宅への住宅防火診断の実施や 住宅用火災警報器の設置・取替えの推進など住宅防火対策の強化を図ること が必要です。
- 飲食店や社会福祉施設など火災発生時に人命危険の高い防火対象物や、事故 が発生した場合に甚大な被害が予想される危険物施設の消防法令違反に対し て、違反の是正に向けた徹底した指導が必要です。
- 出火原因の究明率を向上させるため、火災原因究明能力や鑑識技術を高めるなど、火災原因調査体制の強化が必要です。

2-(1)-ア 住宅防火対策の推進

- 管内住民に火気の正しい取扱い方法の普及を図るとともに、構成市町の広報 誌及び同報無線を活用した予防広報や消防団、自治会等と連携した活動を実 施するなど、放火されない環境づくりに取り組みます。
- 住宅用火災警報器の設置・取替えを推進するとともに、消火器や防炎品の普及など住宅防火対策の推進に取り組みます。
- 高齢者宅への住宅防火診断や管内住民に対する住宅防火に関する講習会の開催など、火災予防対策に取り組みます。

2-(1)-イ 予防査察体制の強化

- 管内区域の特性に応じた査察計画に基づき、飲食店や社会福祉施設など火災 発生時に人命危険の高い防火対象物や危険物施設に対し重点的に査察を実施 するとともに、重大な消防法令違反対象物に対しては、関係機関と連携して 消防法令違反の是正を行い、防火対象物利用者の安全の確保を図ります。
- 先進都市への職員派遣や違反処理研修の実施など、職員の知識・技術の向上 を図り、組織全体の予防査察体制の強化を図ります。

2-(1)-ウ 火災原因調査体制の強化

- 科学的な火災調査を行い、類似火災の防止を図ります。
- 火災調査研修及び火災現場を想定した研修を実施することにより、火災原因 究明能力や鑑識技術の向上を図ります。

類似建物の火災を受けての特別査察の様子



施策の目標

(単位:件/万人)

2- (1) -ア 2- (1) -イ	内容	基準値 目標値		票値
2- (1) -ウ	内 容	2017 年中	2023年中	2028年中
住宅防火対策の推進				
予防査察体制の強化	出火率の抑制	3.9	3.4	3.1
火災原因調査体制の強化				

【説明】

出火率とは、火災予防対策の推進状況を測る指標です。人口1万人当たりの出火 件数を指します。

基準値は、2017年中における出火率を示し、2023年中の目標値は、基準値より 0.5 ポイント低い出火率、2028年中の目標値は、2023年中の出火率より 0.3ポイント低い出火率を設定しています。

(参考:2017年中の出火率全国平均値3.1件/万人)

秋季火災予防運動の一環として実施した火災予防フェアの様子



第3章 大規模災害に備えた消防防災体制の充実・強化

大規模な自然災害等に対応するため、情報収集・情報伝達体制を確立するとともに、構成市町、防災関係機関等との連携を強化し、総合的な消防防災体制の充実・強化を図ります。

第1節

関係機関等との連携強化

現状

近年、頻発する大規模な自然災害、多種・多様化するテロ等による特殊災害の危険度が増加する中、管内においても、相模トラフ及び南海トラフ沿いで発生する巨大地震や伊豆東部火山群の噴火などが発生した場合、甚大な被害をもたらすことが予想されています。

こうした状況を踏まえ、消火・救急・救助体制の強化と併せ、情報収集・情報伝達体制の充実を図るとともに、構成市町等と連携し地域防災力の向上に努めています。

また、大規模災害時の消防応受援体制にあっては、静岡県消防相互応援協定 *31の締結や緊急消防援助隊*32への登録を行っています。

課題

- 管内の被害状況を的確に把握するため、災害の情報収集・情報伝達体制を充 実する必要があります。
- 構成市町との連携強化を確立するとともに、防災関係機関等と連携し地域防 災力の向上に努めることが必要です。
- 大規模災害が発生した場合における、緊急消防援助隊等の応受援体制の確立 が必要です。
- 大規模災害発生時において、業務継続計画*33に沿って業務を遂行する必要があります。

3-(1)-ア

災害応急対応力の強化

- 大規模災害被災時に迅速かつ効果的な消防活動を展開するため、消防防災体制の整備を進めます。
- 静岡県地域防災計画及び構成市町の地域防災計画に基づく、自衛隊、警察等の防災関係機関との連携について確認し、大規模災害被災時には迅速に活動できるよう常に万全を期します。
- 広範囲で発生する災害に対し、管内の被害情報を的確に把握するため、情報 収集・情報伝達体制の整備を進めます。
- 地域の実状に応じた消防防災活動を行うため、構成市町や消防団などの防災 関係機関との連携強化を進めます。
- 消防本部又は消防署所が被災し、資源制約下にあっても、災害対応等の業務 を適切に行うため、業務継続計画をより実行性のあるものに改定する必要が あることから、資源や通信手段の確保について点検・検証し、常に万全な体 制を構築します。

3-(1)-1

広域応受援体制の充実

● 緊急消防援助隊に必要となる装備や資機(器)材を計画的に整備します。 また、大規模災害被災時には広域消防応援による消防活動が不可欠であるため、充実した受援体制の整備を進めます。

施策の目標

(単位:%)

3-(1)-7	市 索	基準値	目相	票値
3- (1) -イ	内容	2018年度	2023年度	2028年度
災害応急対応力の強化 広域応受援体制の充実	大規模災害等防災連携 体制の構築	_	100	

【説明】

基準値は、構成市町との綿密な防災連携体制の構築状況が数値化できないことから数値なしとしています。

構成市町との防災連携体制を構築し、維持し続けることは非常に重要なことから、目標値は、5年後の2023年度までには、各々の構成市町と大規模災害等対応訓練を実施することを達成目標としています。その後は、防災連携体制について、共通認識の下、切れ目なく合同訓練や体制の検証等を重ねていくものとし、数値目標は設定していません。

第4章 消防署所の適正配置の推進

消防力の整備に関する調査研究を進め、消防署所の移転や統廃合など、消防活動拠点施設のあり方について基本方針の策定に着手します。また、消防庁舎の長寿命化を図るため計画的な整備と維持管理を進めます。

第1節

消防署所の整備

現状

管内の消防署所は、8署3分署7出張所により、あらゆる災害に対応していますが、海岸線付近にある消防署所もあり、大規模地震による津波被害等も考えられ、庁舎の倒壊等により消防機能が失われる可能性があるため、危険性の少ない場所への移転が急務となっています。

また、建築から 20 年以上経過した消防庁舎が半数以上を占めているため、 修繕等が必要となる施設が増えています。こうした状況から消防庁舎としての 機能を維持していくため、緊急度や優先度に応じて、消防庁舎の整備と維持管 理を行っています。

課題

- 大規模な自然災害等により消防機能が失われる可能性がある消防庁舎については、消防署所の適正配置と併せて研究し、移転又は統廃合していくことが必要です。
- 消防広域化の目的である消防サービスの向上に向け、消防庁舎の長寿命化を 図るためには、消防組合と構成市町の公共施設等総合管理計画によるものの ほか、適正な維持管理の下、長期修繕計画を策定することが必要です。

4-(1)-ア 消防署所の適正配置に係る研究

● 消防活動拠点施設として、より適した配置場所を研究し、消防署所適正配置 計画を策定します。その後、移転等をするための土地の選定や予算の確保、 住民との調整方法などの調査を行います。

4-(1)-イ 消防庁舎の長寿命化

● 消防庁舎の長寿命化を図るため、長期修繕計画を策定します。また、適切な 維持管理を行った上で、消防庁舎の状態を把握し、定期的な点検や診断を行 い、必要な改修等の整備に着手します。

施策の目標

(単位:%)

4-(1)-7	内 容	基準値	目相	票値
4-(1)-)	内容	2018年度	2023年度	2028年度
消防署所の適正配置 に係る研究	消防署所適正配置 計画の策定	50	100	

【説明】

基準値は、2018 年度中までの消防署所適正配置計画に関する調査等の進捗状況を50%と設定し、今後5年以内で計画策定することを目標値としています。

署所の配置状況



第5章 効率的な消防組合の運営

組合の運営については、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行 財政運営体制を確立します。

第1節

質の高い行政運営の推進

現状

消防組合の運営は、広域化前の旧消防本部(沼津市消防本部、伊東市消防本部、田方消防本部、東伊豆町消防本部及び清水町消防本部)の消防力を引き継いだ形で運営していますが、消防を取り巻く環境や組織規模拡大に伴う業務内容の変化に対応した行政事務を効率的に運営するために、組織機構・体制や事務事業内容の見直しを行っています。また、再任用制度*34 を活用し、職員の知識・技術の向上を図っています。

一方、消防組合は、独立した法人格を持つ特別地方公共団体であることから 議会など固有の執行機関を持っています。これらの事務を確実に遂行していく ために、研修等により各分野の専門的な消防職員を養成するとともに、構成市 町から専門的知識を持つ職員の派遣を受け、消防組合を運営しています。

課題

- 業務内容の変化に対応し、広域消防組織として行政事務を効率的に運営する ために、随時、組織機構・体制、事務事業を見直していくことが必要です。
- 早急に、高度な行財政知識や政策法務能力を有する消防職員の養成が必要です。
- 若年職員への消防知識・技術の伝承を始め、専門的知識及び技術の習得を目的とする消防学校等への職員派遣を継続的に行うため、将来を見据えた研修計画の 策定が急務です。

5-(1)-ア 組織機構・体制の構築

● 効率的かつ質の高い行政運営を図るため、消防サービスの需要及び各分野の 業務内容・量を的確に把握するとともに、課・室・係等のあり方を調査・研究 し、より良い組織機構・体制を構築します。

5-(1)-イ 職員の育成と資質の向上

- 行政資源の大部分が人材であることから、より高い消防サービスを目指した 人材の育成を進めます。
- 消防職員の行財政知識や政策法務能力を高めるため、専門的な研修に派遣するとともに、構成市町等と積極的に人事交流を進めます。
- 専門的知識や技術の習得を目的とする消防学校等への職員派遣を継続的に行うため、また、職場内研修の実施機会を増やし、職員個人の資質向上及び若年職員への消防知識・技術の伝承を図るため、将来を見据えた研修計画を策定します。
- 女性消防職員の職域を拡大し、女性の持つ優れた特性を活用し、組織の活性 化を推進するとともに、消防サービスの向上を図ります。

施策の目標

(単位:人)

5-(1)-イ	内容	基準値	目相	票値
3 (1) 1	ri Er	2018 年度	2023 年度	2028 年度
	教育機関研修へ派遣する 職員数	84	366	684
職員の育成と資質の向上	(職場内研修の実施回数)	(1回)	(4回)	(12回)

【説明】

教育機関研修とは、職員を消防大学校、救急救命研修所及び静岡県消防学校へ派遣し、消防に関する高度な知識及び技術を総合的、専門的に習得する研修です。 基準値は、2018 年度に教育機関へ派遣(予定)の職員数で、新規採用職員の初任教育は除いています。

目標値は、各年度までに教育機関へ派遣する延べ人数です。

第2節

健全な財政運営の推進

現状

消防組合は、構成市町からの負担金を主な財源とする組織であり、その財源を有効活用するため、消防の広域化によるさまざまなスケールメリットを活かし、消防体制の充実強化を進めています。

しかしながら、高齢化率の上昇による救急出動件数の増加及び消防施設**³⁵ の老朽化による修繕費及び維持管理費が増加しています。

このような状況の中、消防サービスの水準を確保しつつ、消防の事務にあっては最少の経費で最大の効果が得られるよう、最優先として財政運営に努めています。

課題

- 今後、構成市町の財政負担を安定させ、適切に財政運営を行っていくためには、財政計画を策定することが必要です。
- 消防サービスの水準を維持しながら、住民負担を軽減するためには、効率的 な財政運営による経費の節減に取り組むことが必要です。

施策個別方針

5-(2)-ア 財政計画の策定

● 今後の将来人口推計、消防需要の推移、公共施設等総合管理計画*36 及び消防 車両更新計画等を勘案し、長期的な財政運営を見据えた財政計画を策定しま す。

5-(2)-イ 効率的な財政運営

- 各種事業の進行評価を継続的に行い、事業の仕分及び政策的事業の重点化を 図ります。
- 補助金及び交付税措置等を積極的に活用します。
- 財政の透明性確保のため、引き続き住民に対して財政事情を公表します。

施策の目標

(単位:%)

5-(2)-ア	内容	基準値	目標	値
0 (2)	Li E	2018 年度	2023 年度	2028 年度
財政計画の策定	財政計画策定の進 捗率	0	-	100

【説明】

基準値は、現在、財政計画策定未着手のため0%としていますが、目標値として、財政 計画を2028年度末までには策定することを目標とし、100%としています。

ただし、財政計画策定には、消防署所数、職員数、消防車両数等が大きく影響するため、 消防署所適正配置計画を策定するまでは、財政計画策定への本格着手が困難であることか ら、2023年度の目標値は設定しないものとします。

用語の説明

※ 1	一部事務組合	: 複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で
		行うことを目的として設置する組織のこと。地方自治法第 284 条第
		2項により設けられる。
※ 2	特別地方公共団体	: 地方公共団体のうち、普通地方公共団体以外の法人のこと。地方公
		共団体の組合、財産区、地方開発事業団及び東京都23区のような特
		別区のこと。
※ 3	生産年齢人口	: 生産活動に従事しうる年齢の 15 歳以上 65 歳未満の人口のこと。
※ 4	超高齢社会	: 総人口に占める 65 歳以上の割合が、21%以上となった状態のこと。
※ 5	行政評価	: 行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に
		対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら
		評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の
		企画・立案に反映させていく仕組みのこと。
※ 6	消防・救急活動体制	: 最前線で活動する消防署の職員数、隊編成、配備車両等の消防活動
7. 0	11163 12/10/10 20 12:10:1	に主眼においた体制のこと。
※ 7	社会福祉施設	: 有料老人ホームや障害者支援施設など、避難が困難な要介護者及び
~ '	江云阳江旭以	障害者等を入所等させる施設で、火災時に重大な被害が発生するお
		をれのある施設のこと。 ことの地段で、八次時に重人な版音が完生する。
V 0	分中小 《数却即	
※ 8	住宅用火災警報器	: 住宅火災における逃げ遅れの死者を低減するため、火災による煙を
		いち早く感知し、早期に警報を発して火災の発生を知らせる機器の
	el. I	こと。
※ 9	防火対象物	: 火災予防行政の主たる対象となる建築物その他の工作物若しくはこ
		れらに属する物のこと。
※ 10	消防防災体制	: 地震などの大規模災害に対応するための消防組合と構成市町その他
		関係機関との連携した体制のこと。
※ 11	消防体制	: 消防本部及び消防署の組織機構や職員配置など、消防組織全体の体
		制のこと。
※ 12	政策法務能力	: 地方分権の趣旨を踏まえ、自ら法令を解釈・運用し、条例を制定し、
		自らの戦略に基づいて法務行政を行うなどの、自治体が自らの価値
		と判断に基づいて行政実務を推進していくための能力のこと。
※ 13	消防力の整備指針	: 市町村が目標とすべき消防力の整備水準のこと。
※ 14	救命率	:「心肺機能停止傷病者」の1か月後の生存率及び社会復帰率を数値化
		したもの。

※15 メディカルコントロール協議会:消防機関と医療機関との連携の強化及びメディカルコントロール体制の構築の推進を図る協議会のこと。

メディカルコントロール : 医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を

保証すること。

※16 バイスタンダー : 救急現場に居合わせた人のこと。

※17 救命処置 : 胸骨圧迫と人工呼吸からなる心肺蘇生法 (CPR)、そしてAED

を使用して行う処置のこと。

※18 応急手当 : 一般住民が負傷者や急病人などに対して行う手当のこと。

※19 社会復帰率 : 一般住民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者で、1か月後に社会

復帰できた人の割合のこと。

※20 応急処置 : 救急隊員が負傷者や急病人などに対して行う手当のこと。

※21 高度管理医療機器 : 不具合が生じた場合、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ

れがあり、適切な管理が必要とされる医療機器。(除細動器、人工呼

吸器)

※22 救急受信ガイド : 急な病気やケガをした時に、「救急車を要請する」、「病院を受診する」等

判断に迷った時の一助になることを目的としたフローチャートのこと。

※23 再教育 : メディカルコントロール体制化で行われる救急救命士及び救急隊員

の知識及び技術向上のための継続的な教育のこと。

※24 患者等搬送事業者 : 患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者のこと。

患者等:寝たきりの者、車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び傷病者

のこと。

患者等搬送事業 : 患者等を医療機関への入退院、通院及び転院搬送並びに社会福祉施

設等へ送迎するために必要な構造又は装備を備えた自動車を用いて

搬送を実施する事業のこと。

※25 予防救急 : 救急車の必要なケガや病気をしないよう、日頃から注意し、心がけ

る意識や行動をすること。

※26 指令システムⅢ型 : 119 番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動編成、出動指

令を統括する、高度に I T化された指令システムで管内 40 万人以上

に対応。

※27 不感地帯 : 基地局若しくは補完基地局のアンテナからの距離又は地理的・物理

的障害のため無線交信ができない場所のこと。

※28 消防救急無線基地局 : 消防車両等との無線通信を行うため陸上に固定した無線設備のこと。

※29 住宅防火診断 : 住宅防火対策の一環として、消防職員等が高齢者宅等を個別に訪

問し、住宅用火災警報器の普及促進や火気使用設備等の使用実態 を診断し、居住者の防火意識の高揚と各住宅の防火安全性を高め

ること。

※30 危険物施設 : ガソリンスタンドなど、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り

扱う製造所、貯蔵所及び取扱所のこと。

※31 静岡県消防相互応援協定 : 消防組織法第39条第2項の規定に基づき、静岡県内の市町及び消防

に関する事務を処理する一部事務組合相互の消防力を活用して、災 害による被害を最小限に防止するための消防の相互応援についての

協定のこと。

※32 緊急消防援助隊 : 平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等におい

て被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設

された隊のこと。

また、平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が 法制化(平成16年4月施行)されるとともに、大規模・特殊災害発 生時の消防庁長官の指示権が創設された。

※33 業務継続計画 : 災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継

続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画のこと。 事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や要員 確保などの対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手へ

の影響を最小限にとどめることができる。

※34 再任用制度 : 地方公務員法第28条の4から同法第28条の6までに規定される、

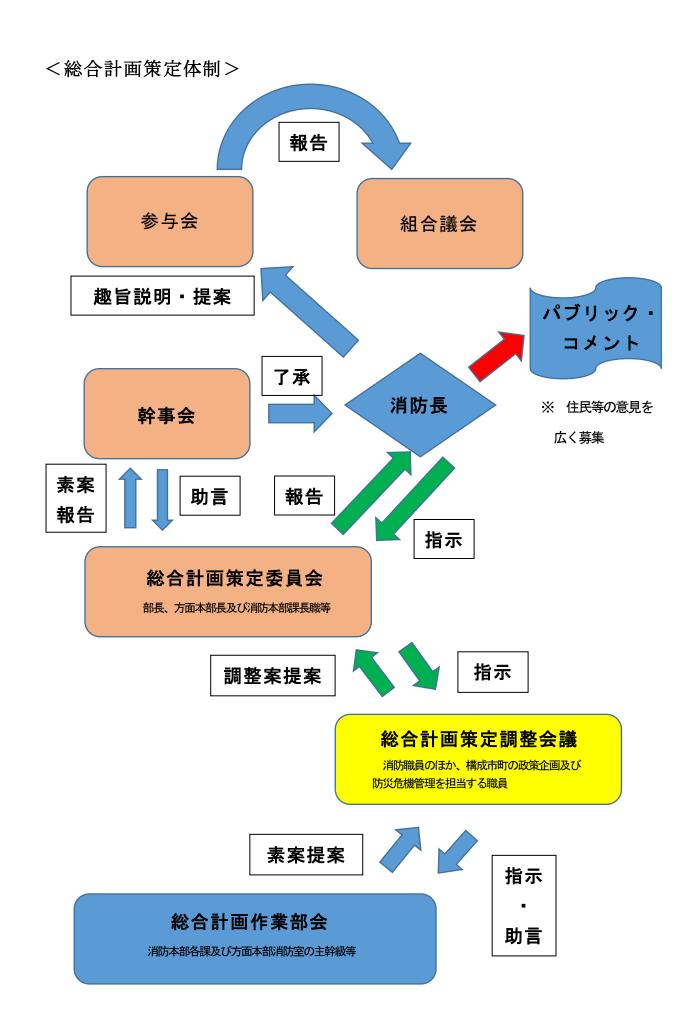
当該地方公共団体の定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考 により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職

又は短時間勤務の職に採用する制度のこと。

※35 消防施設 : 消防庁舎だけでなく、車両等も含めている。

※36 公共施設等総合管理計画 :公共施設等の老朽化に伴い、総合的かつ計画的な管理を推進するた

めの計画のこと。



- 1 駿東伊豆消防組合総合計画作業部会
 - (1) 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会設置要綱第5条及び第8条に基づき設置
 - (2) 組織(部会員12人)
 - ア 総務課課長補佐(担当課長補佐に限る。)
 - イ 本部各課係長(総務係・人事給与係、予防係・査察係、企画係・救急係、シ ステム係の係長に限る。)
 - ウ 方面本部主幹(消防担当)
 - 工 会計室員
 - (3) 事務
 - ア 総合計画の原案の作成に関すること。
 - イ 調整会議の助言、指示等に基づく調査、補正等に関すること。
- 2 駿東伊豆消防組合総合計画策定調整会議
 - (1) 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会設置要綱第5条及び第6条に基づき設置
 - (2) 組織(構成員17人)
 - ア総務課長及び警防救急課長
 - イ 本部各課課長補佐
 - ウ 方面本部消防室長
 - エ 構成市町の政策企画又は防災・危機管理を担当する主幹級又は係長級の職か ら選任
 - (3) 事務
 - ア 駿東伊豆消防組合総合計画作業部会で作成する総合計画の原案に対する助言、 指示等に関すること。
 - イ 委員会へ総合計画の原案を提出すること。
- 3 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会
 - (1) 駿東伊豆消防組合総合計画策定委員会設置要綱に基づき設置
 - (2) 組織(委員10人)
 - ア 部長
 - イ 方面本部長
 - ウ課長
 - エ 会計室長

(3) 事務

- ア 総合計画の原案に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- イ 総合計画の原案の策定に関し、各部・各課の総合調整に関すること。
- ウ その他、総合計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

4 駿東伊豆消防組合幹事会

- (1) 駿東伊豆消防組合幹事会規程に基づき設置
- (2) 組織 (7人) 構成市町の部長又は課長のうちから選任された者で構成市町ごと1人

5 駿東伊豆消防組合参与会

- (1) 駿東伊豆消防組合参与会条例に基づき設置
- (2) 組織 (7人) 構成市町の長

6 パブリック・コメント

総合計画基本計画案を公表し、広く住民等からの意見を募集します。

総合計画(基本計画)策定経過

年月日	会議・委員会等	内容
2017. 6.21	先進都市視察	埼玉西部消防局
2017. 8 . 7	消防長	総合計画策定委員会設置要綱の決裁
2017. 9.13	総合計画作業部会 (第1回)	総合計画策定説明
2017. 10. 26	総合計画作業部会(第2回)	総合計画基本計画 (素案) の策定
2017.11.9	幹事会	総合計画策定説明
		調整会議構成員の推薦依頼
2017. 11. 10	総合計画作業部会(第3回)	
2017. 12. 1	総合計画作業部会(第4回)	 総合計画基本計画(素案)の策定
2017. 12. 6	総合計画作業部会(第5回)	松口可画金平可画(糸来)の水に
2017. 12. 20	総合計画作業部会(第6回)	
2018. 1.11	幹事会	調整会議開催時期説明
2018. 1.22	参与会	総合計画策定説明
2018. 1.31	総合計画策定調整会議(第1回)	総合計画策定説明
		総合計画基本計画(素案)の検討
2018. 2.8	消防組合議会(議会運営委員会)	総合計画策定説明
2018. 3.8	総合計画作業部会(第7回)	調整会議検討内容の報告
2018. 5.11	総合計画策定調整会議(第2回)	総合計画基本計画(素案)の検討・
		承認
2018. 5.25	幹事会	総合計画策定経過報告
2018. 6.13	総合計画作業部会(第8回)	調整会議検討内容の報告
2018. 7.19	総合計画策定委員会(第1回)	総合計画基本計画(調整案)の説明
2018. 7.23	幹事会	総合計画基本計画(調整案)の説明
2018. 8 . 2	参与会	総合計画基本計画(調整案)の説明
2018. 8.16	総合計画策定委員会(第2回)	総合計画基本計画(調整案)の承認
2018. 8.21	消防組合議会(議会運営委員会)	総合計画基本計画(案)の説明
2018. 8.27	総合計画基本計画(案)	消防組合議員、住民等から意見なし
~ 9.25	パブリック・コメント手続実施	
2018. 9.27	各幹事	パブリック・コメント手続実施につ
10. 2 · 3		いての結果報告
2018. 10. 29	職員合同研修会	総合計画基本計画(案)の説明

2018. 11. 6	幹事会	総合計画基本計画 (案) の承認
2018. 12. 21	消防組合議会(全員協議会)	総合計画基本計画の説明・理解
2018. 12. 28	総合計画策定調整会議(書面)	構成市町構成メンバーへ報告
2019. 1.10	幹事会	消防組合議会(全員協議会)の報告
2019. 1.22	参与会	総合計画基本計画(案)の承認
2019. 3. 5	管理者	総合計画基本計画の決裁